

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人日辰会

1 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人日辰会が運営するロータス授産センター（就労継続支援B型・生活介護）、ヴィラ清川（共同生活援助）（以下「事業所」という。）利用者の主体性と尊厳を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

（1）身体的拘束禁止について事業所の基本方針

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をすることを禁止しています。

（2）身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意志で開くことができない居室等に隔離する。

2. 身体拘束等適正化委員会の設置

（1）設置の目的

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないサービスを提供できる体制づくりを目的として「身体拘束等適正委員会」（以下「委員会」という。）を法人一体として設置します。

（2）委員会の構成

委員会の委員長は施設長とし、管理者、サービス管理責任者及び各施設の人権擁護、虐待防止の責任者、看護師で構成します。

必要に応じて医師、第三者委員が参加します。

各事業所のサービス管理責任者を、身体拘束等適性化を適切に実施するための担当者とします。

(3) 会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

(4) 委員会は施設長の招集により、年1回以上開催します。

(5) 委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。

(6) 委員会の審議事項

① 委員会の組織に関すること。

② 身体拘束等適性化のための指針の定期的な見直しと全職員への周知

③ 身体拘束適性化のための職員研修の内容に関すること。

④ 新人職員に対する採用時に研修・教育の実施に関すること。

⑤ 身体拘束等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑥ 身体拘束に繋がる不適切なケアの早期発見・改善

⑦ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑧ 委員会は、職員から報告された事例を集計、分析し、発生時の状況、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性、適性化策を検討する。

⑨ 委員会は報告された事例および分析結果を職員に周知徹底する。

⑩ 再発の防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること

⑪ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き

⑫ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

⑬ 委員会及び研修の記録作成（出席者・内容・資料）

3 身体拘束等適性化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等適性化のための研修内容

① 身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するため

② 身体拘束廃止に向けた意識の醸成と理解を高める研修・教育の実施

③ 本研修は、年1回以上実施します。

④ 研修の記録作成（出席者・内容・資料）

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法のための方策

① 事業所内で発生した身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束等適性化委員会に報告するものとします。

② 委員長は定期開催の開催を待たずして委員会への報告を要するものと判断した場合は、臨時に同委員会を招集します。

- ③身体拘束等適性化委員会を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、身体拘束を認めます。

5 やむを得ず身体拘束等をする場合の基本対応方針

利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない状況が起きた場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 緊急やむをえない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、傷害等を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供が原則です。しかしながら、次の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。
- ③ 一時的 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、担当者は、下記事項を記載した書類を作成し、委員会に提出します。

- ・緊急やむを得ない理由
- ・態様
- ・時間
- ・利用者の心身の状況

以上を 個別支援計画に記載します。

委員会においては、当該利用者に係わるサービス管理責任者、相談支援専門員、担当者、看護師等が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて十分な検討を実施します。

3要件すべてを満たしているかどうかについて検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書（個別支援計画）を作成します。

(3) 利用者本人及び家族への説明と同意

身体拘束の理由、目的、内容、時間、期間、場所、改善に向けての取り組み方法について個別支援計画書をもとに本人・家族に詳細に説明し、了解を得ます。

様式1「身体拘束等に関する説明・同意書」を交わします。

様式1の記載事項

- ・個別の状況による理由
- ・方法
- ・時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・開始及び解除の予定

また、身体拘束の同意期間を超えて拘束を必要とする場合は、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで継続します。

(4) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村や県の障害者虐待センター等、行政機関に相談・報告をします。

(5) 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、その状況について

様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、身体拘束の早期解消に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討し、経過記録に残します。

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、上記の記録は、5年間保存し、行政担当局の指導検査が行われる際に提示できるようにします。

(6) 拘束の解除

身体拘束等の観察と再検討の結果。身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束等適正化委員会に報告し、身体拘束を解除します。

5 身体拘束廃止に向けての職員の取り組み

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の取り組みを行います。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活の支援をします。
- ② 利用者の安全を確保する観点から、安易に利用者の自由（身体的・精神的）を妨げる行為をしません。
- ③ 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応に努めます。
- ④ 利用者の日々を基本的に支えている家族や地域で起こる様々な問題について

も、職員は、利用者や家族が安定した生活を営むことができるよう、広く他の施設や行政等と連携し、支援の方法を十分に協議し、利用者や家族が安心して生活を送れるよう支援します。

6 この指針の閲覧について

当事業所の身体拘束禁止のための指針は、事業所内でいつでも閲覧できるように事業所ごとに備え付けるとともに、ホームページにて公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるように致します。

7 その他身体拘束等適性化のために必要な事項

3に定める研修会の他、社会福祉協議会等、外部より提供される身体拘束等の適性化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の更なる向上を目指し、職員全員で研鑽に努めます。

附則 この指針は令和4年4月1日より施行する。